

前橋市公立大学法人評価委員会委員の任期について

1 年度評価を取り巻く状況

地方独立行政法人法の改正により年度計画の規定が公立大学法人には適用しないこととされた。

一方、経過措置により、公立大学法人に係る令和6年4月1日以前に開始した中期目標の期間の事業年度の年度計画及びそれに対する評価委員会の評価については、なお従前の例によることとされている。そのため、令和6年度までは年度計画を作成し、令和7年度にそれに伴う評価を行うことを予定している。

これにより、評価委員会の開催が不定期になることから、評価委員会委員の任期について検討を進めることとする。

2 法令の定め

評価委員会は、地方独立行政法人法第11条においてその設置が定められ、前橋市公立大学法人評価委員会条例第3条においてその任期が定められている。

【前橋市公立大学法人評価委員会条例】

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の検討

想定する任期と評価委員会の意見を求める機会については、資料2-2のとおり。

4 今後のスケジュール

他市の対応状況も参考にしつつ、検討を継続する。任期の延長は、令和6年度中の評価委員会において再度説明の上、条例改正案を提出し、令和7年4月1日からの適用を予定している。